

総論

グローバル化や少子高齢化の進展に加えて、Society 5.0の実現に向け大きな産業構造、社会構造の変化が予測される中、我が国は持続可能で活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければなりません。そのために、大学をはじめとする高等教育機関は、我が国及び国民が直面する課題にしっかり応えていく重大な責務を有しているということを認識し、国民や社会からの期待に応える改革を主体的に実行することが求められています。

文部科学省は、教育再生実行会議や中央教育審議会等における議論を踏まえ、今や待ったなしの状況にある高等教育改革の着実な実現に取り組んでいます。あわせて、医療人や法曹などの専門人材の養成や、地域医療の中核としての大学附属病院の機能強化、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する高等教育機関として専門職大学等の振興、高等専門学校や専門学校の充実など高等教育の多様な発展のための様々な取組を推進しています。

さらに、子供たちが経済的事情により進学を断念することのないよう、授業料等減免や奨学金制度の充実などの修学支援に取り組むとともに、学生の就職活動への支援やキャリア教育の充実に向けた支援も行っています。

第1節

高等教育施策の動向

1 コロナ禍における高等教育

令和2年度は、世界全体が新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面することとなり、我が国の高等教育も大きな影響を受けました。その中で、高等教育が果たすべき使命が改めて明らかになり、今後の高等教育の在り方について検討が始まりました。

大学や高等専門学校においては、感染対策を講じつつ学生の学修機会を確保するため、遠隔授業の実施にいち早く取り組むなど、先進的な工夫がなされてきました。その一方で、大学等の教育においては、学生同士や学生と教職員の人的な交流も重要な要素であり、対面での授業を受けたいという学生の希望をしっかりと受け止める必要があります。学生が不安なく学べる環境の実現に向けて、大学等の関係者の皆様と伴走しながら、引き続き、必要な対応に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生が経済的な理由で修学を断念するようなことがあってはなりません。文部科学省としては、令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度の着実な実施に加えて、「学びの継続のための『学生支援緊急給付金』」の支給や、各大学等における授業料の減免措置の支援等に取り組んでまいりました。今後とも、経済的な事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備を進めてまいります。

さらに、令和3年度大学入学者選抜については、初めての大学入学共通テストを含め、このコロナ禍であっても受験生第一の立場に立って受験機会をしっかりと確保するとともに、感染症対策を徹底し、万全の体制で受験生を迎えることが重要であるとの考えの下、関係者が一丸となって対応しました。その結果、感染症対策も含め、おおむね無事に終了しました。これら令和3年度入試の実績を踏まえ、令和4年度大学入学者選抜においても、受験生が安心して試験に臨めるよう、引き続き高校・大学関係者等と協力しながら準備を進めていきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況において、大学病院は我が国の地域医療の最後の砦^{とりで}として大変重要な役割を果たしてきました。引き続き、医療による貢献を果たすとともに、今回の経験を踏まえ、感染症分野の高度な知識を身に付けた人材養成の強化も図っております。

この誰も経験したことのない危機を克服するためにも、優れた人材を育成し、社会にとっての知の拠点となる高等教育機関の役割は一層重要なものとなっています。眼下のコロナ禍への対応と同時に、Society 5.0時代に向けた大学教育の質の向上と教育研究基盤の強化を図るためにも、ポスト・コロナを見据えた、より望ましい大学教育の在り方について、検討を深めてまいります。

2 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

平成29年3月6日の中央教育審議会総会において、文部科学大臣から「我が国の高等教育の将来構想について」諮問が行われ、「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、おおむね2040年頃を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、中央教育審議会では、大学分科会将来構想部会を中心に約1年8か月にわたって審議を進め、平成30年11月26日に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下、「答申」という。）が取りまとめられました（[図表 2-5-1](#)）。

答申では、2040年頃の社会変化の方向として、持続可能な開発のための目標（SDGs）、Society 5.0・第4次産業革命、人生100年時代、グローバル化、地方創生の五つを挙げていますが、まだ私たちが想像もできないような社会が待っているかもしれません。しかし、予想不可能だからこそ、知識を組み合わせる新しいものを生み出していく力が社会の支えになると考えられます。答申では、このような視点に立って、2040年の社会に向けて日本の高等教育に期待される役割を説明しています。

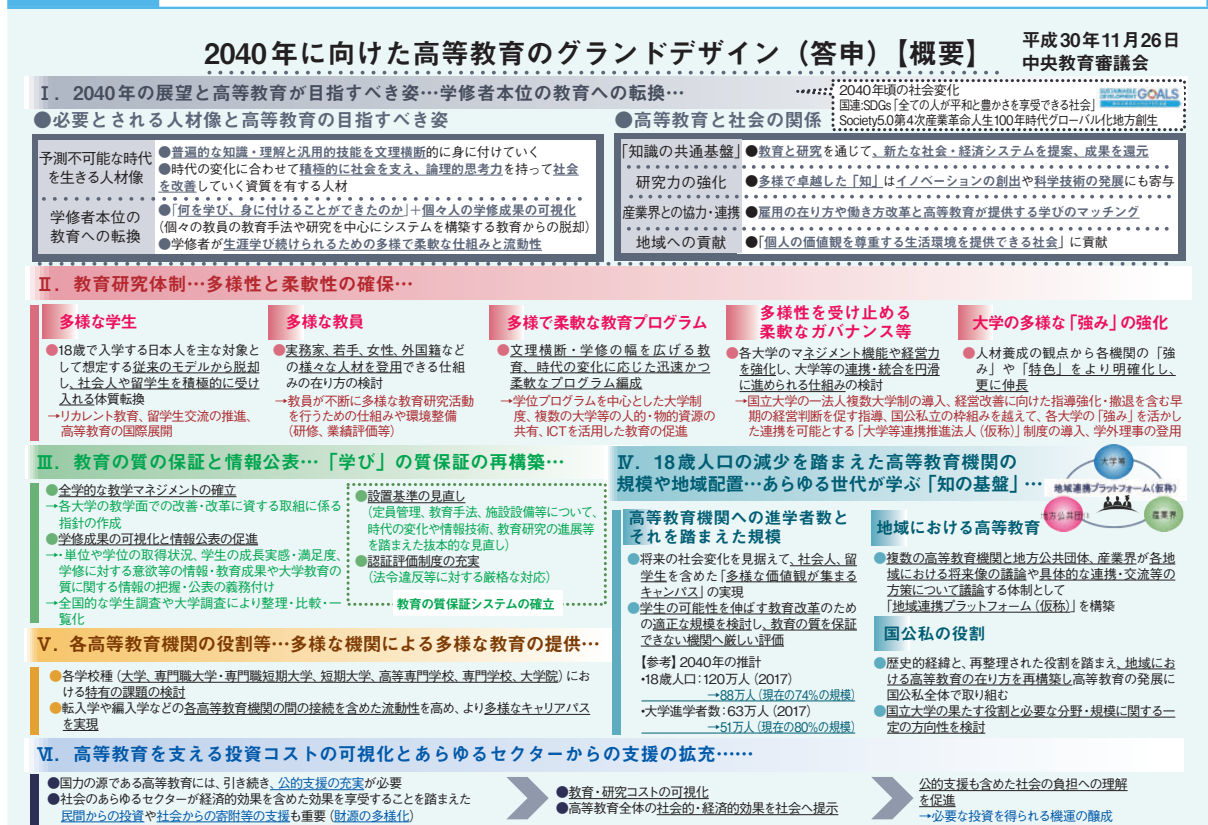
また、答申では、これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものとして、今後実現すべき方向性を三つ提示しています。

1. 学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行うこと。このための多様な柔軟な教育研究体制が準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
2. 18歳人口は、2040年には、88万人に減少し、現在の7割程度の規模となる推計が出されていることを前提に、教育の質の維持向上という観点からの規模の適正化を図った上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていくこと。
3. 地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、強みや特色を生かした連携や統合が行われていくこと。

この方向性に基づいた高等教育改革が2040年までに実を結び、教育と研究の機能が十分

に発揮された高等教育を通じ、我が国そのものが新しい価値を生み出す国へと発展していくことを期して、必要な政策が着実に遂行されていくことを求めています。

図表 2-5-1 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）【概要】



3 令和2年度の大学改革の動向

我が国社会のあらゆる側面において、かつて経験したことがないスピードで大きな変化が進行しています。例えば、IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、人工知能などの「第4次産業革命」のイノベーションを社会実装する「Society 5.0」の実現は、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性があることが指摘されています。このような経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献していくためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められます。とりわけ、今後の人材育成においては、新たな知識・技能を習得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要となっています。このことを通じて、自主的・自律的に考え、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていかなければなりません。

我が国の高等教育機関への主たる進学者である18歳人口の推移を見ると、平成4年の約205万人をピークに減少しており、令和2年に約117万人の18歳人口が、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和22年には88万人に減少すると試算されています（図表2-5-2）。また、経済開発協力機構（OECD）の調査によると、平成30年の我が国の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は50%であり、OECD平均の49%とほぼ同水準です。さらに、専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は73%であり、OECD平均の

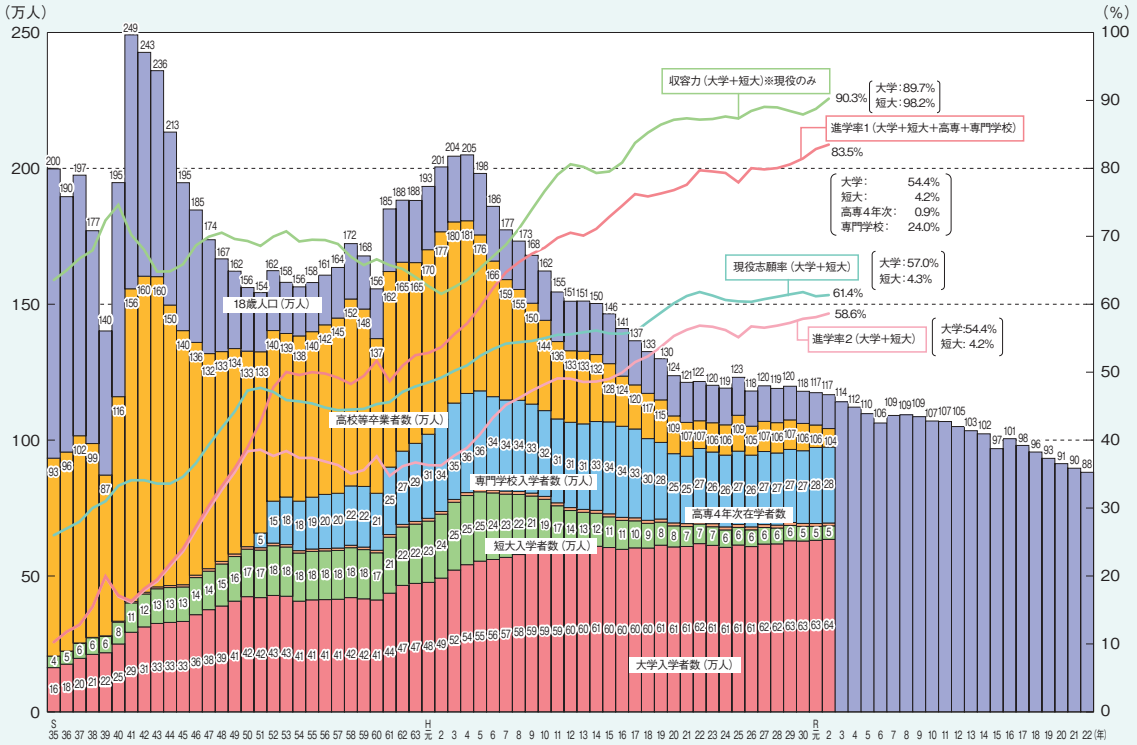
54%を上回っています（図表2-5-3）。

図表 2-5-2 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃まではほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校及び義務教育学校卒業生数並びに中等教育学校前期課程修了者数
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学数、高専4年次在学者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
当該年度の高校等卒業生数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学数
18歳人口
- 収容力（※現役のみ） = 当該年度の大学・短大進学数（※現役のみ）
当該年度の大学・短大志願者数（※現役のみ）



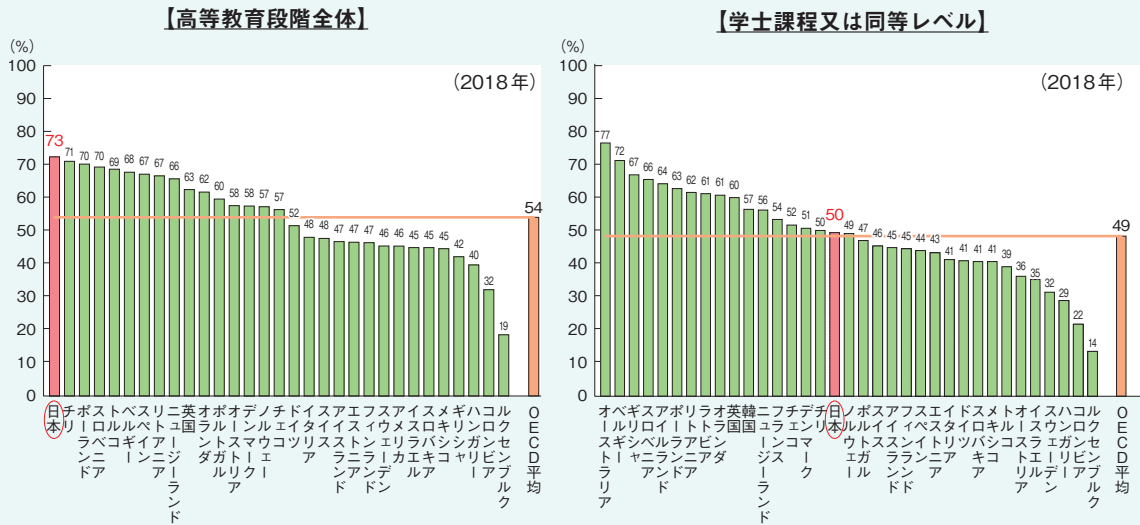
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」。令和15年～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を基に作成

図表 2-5-3 高等教育段階への進学率 (2018年)

高等教育段階における進学率

我が国の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は50%であり、OECD平均の49%とほぼ同水準。短期大学、専門学校等を含めた高等教育機関全体への初回進学率は、OECD平均の54%に対して、日本は73%。



(注) 1. OECD加盟38か国のうち、オーストラリア、カナダ、コスタリカ、フランス、アイルランド、韓国、ラトビアを除く。
 2. 25歳未満の初回進学率。留学生含む。
 3. 我が国の参照年度は、2017年度 (平成29年度)。
 (出典) OECD 「Education at a Glance 2020 (図表でみる教育2020)」

(注) 1. OECD加盟38か国のうち、カナダ、コスタリカ、アメリカを除く。
 2. 25歳未満の進学率。留学生含む。
 3. 国際的な教育段階標準の基準分類上「Education at a Glance 2015 (図表でみる教育2015)」から、医歯薬獣等の6年制課程は修士課程相当に含まれている。
 4. 我が国の参照年度は、2017年度 (平成29年度)。

このような状況を踏まえ、学ぶ意欲と能力を持つ全ての若者に高等教育の機会を開くとともに、社会人の学び直しなど生涯学習の場としての機能の充実や、留学生の受入れの推進、大学院教育の充実なども含めて、一層多様で質の高い大学教育の機会の充実に努めていくことが重要です。

特に、大学教育の質については、社会で求められる人材が高度化・多様化する中で、教養・知識等に加え、課題発見・探求のための批判的思考力や判断力、チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担い得る倫理的・社会的能力などを育成することが求められています。このため、学生の主体的な学びを重視した大学教育への転換などを図るとともに、大学の設置認可、設置後の認証評価など大学教育の質保証の仕組みの更なる充実に取り組んでいく必要があります。

引き続き、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」に基づき、また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタルトランスフォーメーション (DX) の大きな進展も踏まえ、知識基盤社会が一層進展するこれからの時代において、「大学力は国力そのもの」という認識で社会の期待に応える大学改革を推進するとともに、改革に積極的に取り組む大学を強力に支援することによって、大学教育の充実に努めていきます。

第2節

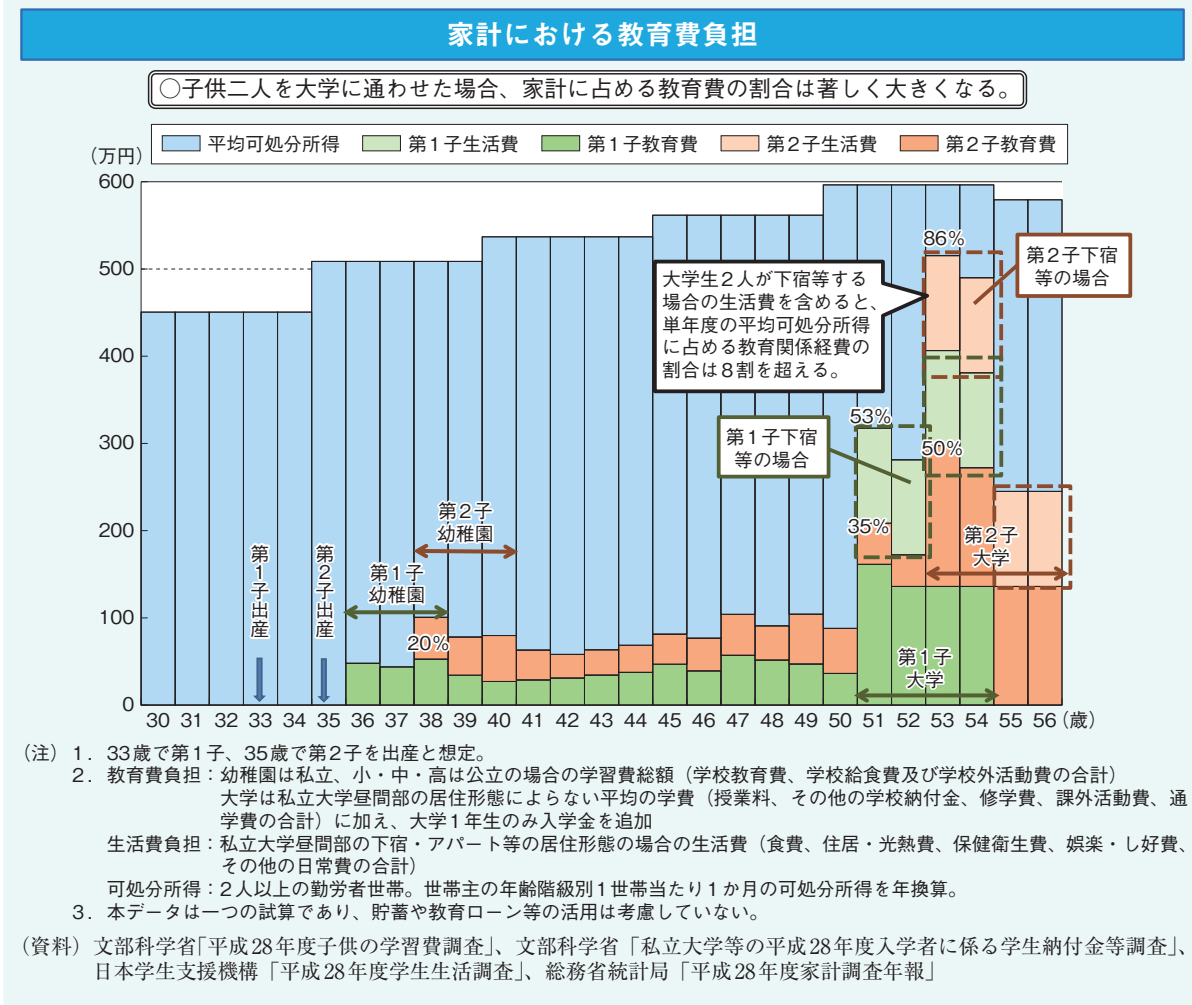
学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

1 高等教育機関へのアクセスの確保

(1) 学生の経済状況

家計における教育費負担をみると、子供二人が私立大学に通っている場合は、勤労世帯の平均可処分所得の2分の1近くを教育費が占めており、大学段階の教育費負担が大きいことが分かります（図表2-5-4）。家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができる環境を整えることが重要です。

図表 2-5-4 教育費負担割合



(2) 高等教育の修学支援の着実な実施

① 高等教育の修学支援新制度

経済状況が困難な家庭の子供ほど、高等教育機関への進学率が低い状況にあることを踏まえ、真に支援が必要な世帯の子供たちに対し、授業料等減免の創設と給付型奨学金の支給の拡充を行う高等教育の修学支援新制度を令和2年4月から実施し、約27万人に支援を行いました。対象者は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等で、具体的な支援額等は図表2-5-5のとおりです。

支援対象となる学生等については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。他方、大学等への進学後は、学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

また、社会で自立し活躍できる、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成できる大学等を支援措置の対象とするため、大学等にも一定の要件を求めることとしています。

さらに、支援を必要とする者に情報が行き届くよう、政府広報の活用を含めた広報・周知を実施しています。

図表 2-5-5 高等教育の修学支援新制度について

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
 給付型奨学金 2,341億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(404億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

授業料等減免

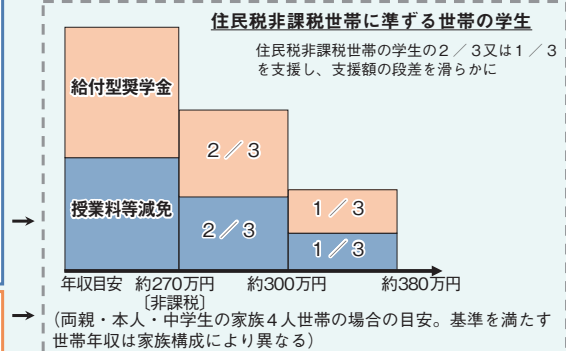
○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 減免に要する費用を公費から支出
 (授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○日本学生支援機構が各学生に支給
 ○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な
 学生生活費を賄えるよう措置
 (給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生約35万円、自宅外生約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生約21万円、自宅外生約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生約46万円、自宅外生約91万円
私立 高等専門学校	自宅生約32万円、自宅外生約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
 - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件：**国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ウェブサイト「高等教育の修学支援新制度」参照 (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)



高等教育の修学支援新制度の広報・周知について

②奨学金貸与事業

無利子奨学金については、平成29年度において、基準を満たしているにもかかわらず予算上の制約により無利子奨学金の貸与を受けられない残存適格者を解消するとともに、低所得者世帯の方に関する成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての学生等が無利子の奨学金を受けられるようにしました。令和2年度においても引き続き制度を確実に実施していきます（貸与人員：約51万8,000人（この他被災学生等分約500人）、事業費総額：約3,114億円（この他被災学生等分約3億円））。

奨学金貸与事業全体の貸与人員は約135万人、事業費総額は約1兆444億円となっています（図表2-5-6）。有利子奨学金は在学中には利子が課されず、卒業後にそれまでの貸与額に対して利子（令和3年3月貸与終了者においては利率固定方式で年0.268%、利率見直し方式で今後5年間は年0.004%）が課されます。このほか、家計支持者の失業や被災などによって緊急に奨学金を必要とする学生等に対応するため、「緊急採用奨学金（無利子）」、「応急採用奨学金（有利子）」の申込みを随時受け付けています。令和元年度の緊急採用奨学金（無利子）は895人、応急採用奨学金（有利子）は257人を採用しています。

図表 2-5-6 奨学金事業費

区分	(令和2年度予算)	
	貸与人員 (人)	事業費総額 (百万円)
無利子奨学金	518,463	311,656
大 学	374,089	208,459
大 学 院	66,191	63,017
高 等 専 門 学 校	4,523	1,549
専修学校専門課程	73,306	38,600
通 信 教 育	354	31
有利子奨学金	833,426	732,748
大 学	631,851	543,441
大 学 院	5,319	4,556
高 等 専 門 学 校	336	293
専修学校専門課程	193,347	163,296
海 外 留 学 分	2,573	2,213
入 学 時 増 額 分	(55,844)	18,949
合計	1,351,889	1,044,404

(注) 入学時増額分の貸与人員については内数である。

日本学生支援機構の奨学金の返還は、貸与が終了した翌月から数えて7か月目から始まります。日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した学生等からの返還金を次の世代の学生等に貸与しており、返還金を確実に回収することが重要です。日本学生支援機構は、各学校の協力を得て、学生等の返還意識を高めるとともに、返還相談体制を更に充実するなど回収業務を適切に行うための業務の見直しに取り組んでいます。

一方、災害、病気、経済困難などによって返還が困難な方には、返還期限を猶予する制度や毎月の返還の負担を軽減する減額返還制度などによってきめ細かく対応しています。奨学金の返還に際しては、長期にわたって延滞に陥らないことが重要です。日本学生支援機構は、延滞初期段階での返還促進や返還困難時の救済措置の案内をするとともに、奨学金を受ける前の高校段階において資金計画について助言を行うスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するなど、これらを活用した延滞の防止・解消に努めています。

また上記以外にも、地域産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やUIJターンを促すため、32府県423市町村（令和2年6月時点）で地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返還を支援する取組を実施しています。返還の負担軽減につながるこの取

組についても積極的に情報発信を行っています。

さらに、各企業においてもこれまで独自に社員に対して奨学金の返還額の一部又は全額を支給して返還を支援する取組が行われてきましたが、令和3年4月から日本学生支援機構において、企業からの直接送金を受け付けることとしており、企業による返還支援を促すことで、返還の負担軽減につなげていきます。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生等への支援

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置として、令和2年5月に経済的に困難な学生等が活用可能な支援策^{*1}を取りまとめ、その後も継続的に支援を行っています。具体的には、家計が急変した世帯の学生等に対しては、令和2年4月に開始した高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金において、直近の所得により判定を行うなどして随時支援を行うとともに、各大学等が独自に行う授業料等減免についても、令和2年度補正予算において支援しており、令和3年度も継続して行っています。

また、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対しては、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』や「緊急特別無利子貸与型奨学金」において、支援を行うとともに、厚生労働省の「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置。事業主が申請）」や「新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（労働者が申請）」の周知に努めています。これらの支援策については、文部科学省ウェブサイトにも特設サイト^{*2}を開設し、随時更新を行っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生等が様々な不安を抱えやすい状況にあることから、各大学等に対し、相談体制の整備や専門家との連携等により、学生等の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応をいただくようお願いしています。就職活動についても、経済団体等に対して新卒者等の積極的な採用活動を進めていただくよう要請するとともに、各大学等に対して就職活動に資する求人情報の提供や就職相談など、きめ細かな支援に万全を尽くしていただくようお願いしているところです。

引き続き、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困難な学生等が、修学・進学をあきらめることの無いよう、また学生等が安心して就職活動に取り組めるようしっかり支援してまいります。

(3) 各大学等における授業料減免事業への支援

文部科学省は、各大学等がそれぞれの方針に基づき実施する授業料減免事業について、国立大学法人運営費交付金、独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金、私立大学等経常費補助金の特別補助などを通じた支援を行っています。また、公立大学については地方財政措置が講じられています。

新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている学生等に対して授業料等減免を実施した大学等に対しても、令和2年度補正予算において支援を行っており、令和3年度も支援を継続してまいります。

(4) 大学院学生の経済的支援の拡充

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月 総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）に

*1 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和3年4月～）
https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_gakushi01-000006193_01.pdf

*2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

おける目標達成に向けて、特に博士後期課程学生の支援の充実を政府全体で進めることとして
います。文部科学省では、特別研究員事業（DC）や日本学生支援機構の貸与型奨学金事
業における業績優秀者返還免除に取り組むとともに、各大学における授業料減免や学内奨学
金、RA（リサーチ・アシスタント）^{*3}制度等、多様な財源を活用した経済的支援策の促進を
行っています。

また、将来的には、大学ファンドから博士後期課程学生への生活費相当額の支援等を行う
ことを見据え、大学ファンドによる支援開始に先駆けて、令和2年度第3次補正予算及び令
和3年度当初予算案に、合計で7,800人規模の博士後期課程学生への経済的支援に関する経
費を計上し、支援の抜本的な充実を図っているところです。

(5) 奨学団体等の奨学金事業

奨学金事業は、日本学生支援機構のほかに地方公共団体、大学や企業などによって、多様
な形態で幅広く実施されています。平成28年度の日本学生支援機構の調査によると、約
3,300の奨学団体等が、約18万4,000人の奨学生に対して、総額で約742億円を支給してい
ます。なお、一定の奨学団体に対する寄附金には、税制上の支援措置が講じられています。

2 学生等の就職活動支援及び大学におけるキャリア教育・職業教 育の充実

(1) 学生等の就職活動

文部科学省と厚生労働省は、毎年共同して大学等卒業者の就職状況を調査しています。令
和2年度の大学の学部卒業者の就職率は前年度同期比2ポイント低下の96.0%となりました。
これは新型コロナウイルス感染症の影響により、例えば航空業界や観光業界など一部の業界
で採用が抑制される状況となったことが要因のひとつとして考えられています。このため、
文部科学省では、関係省庁とも連携して経済界に対し、中長期的な視点に立って新卒者等
の採用を積極的に進めていただくことや、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者が新規卒
業・修了予定者の採用枠に応募できるようにすることなどの要請を行うとともに、オンライ
ンの積極的な活用も促しているところです。（[図表 2-5-7](#)、[図表 2-5-8](#)）。

図表 2-5-7 令和2年度大学等卒業者の就職状況

(令和3年4月1日現在)

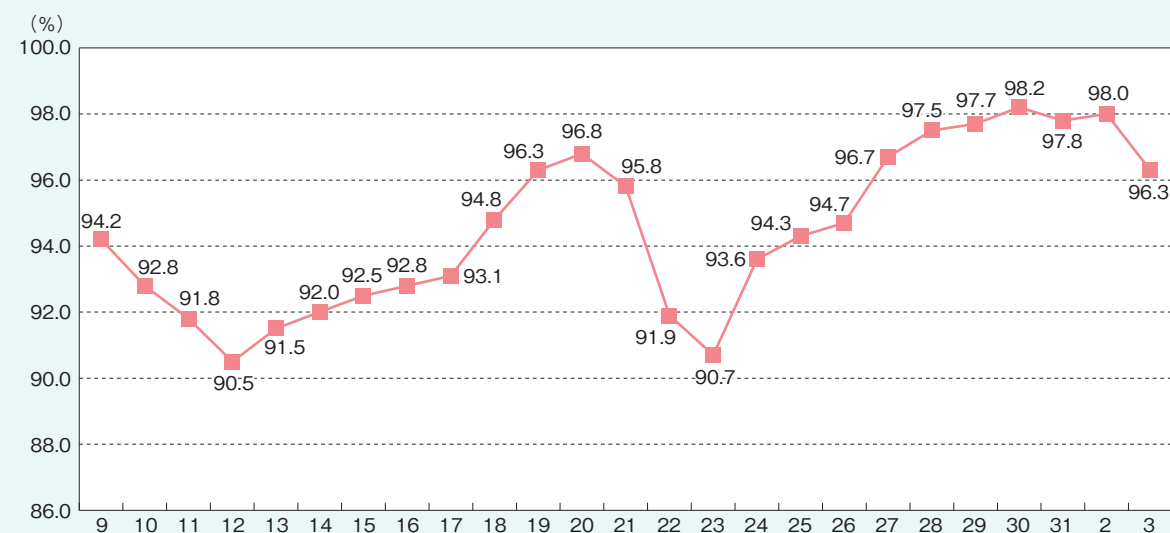
区 分	就職希望率	就職率
大 学	76.0% (▲1.0)	96.0% (▲2.0)
う ち		
国公立	56.5% (▲0.8)	95.9% (▲2.3)
私 立	85.6% (▲1.1)	96.1% (▲1.8)
短期大学	78.7% (▲5.0)	96.3% (▲0.7)
高等専門学校	60.3% (2.3)	100.0% (0.0)
計	75.1% (▲1.2)	96.3% (▲1.7)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。
2. () 前年度調査からの増減値 (▲は減少)。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査 (文部科学省、厚生労働省調べ)

^{*3} RA (リサーチ・アシスタント) : 大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として
参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善
の一助とすることを目的としたもの。

図表 2-5-8 就職率の推移



(注) 数値は各年4月1日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す。

(出典) 大学等卒業者の就職状況調査 (文部科学省、厚生労働省調べ)

文部科学省は、厚生労働省と連携して、就職を希望する一人でも多くの学生等が卒業までに就職することができるよう、大学等と新卒応援ハローワーク等との連携を促すことで、就職支援の一層の充実も図っています。

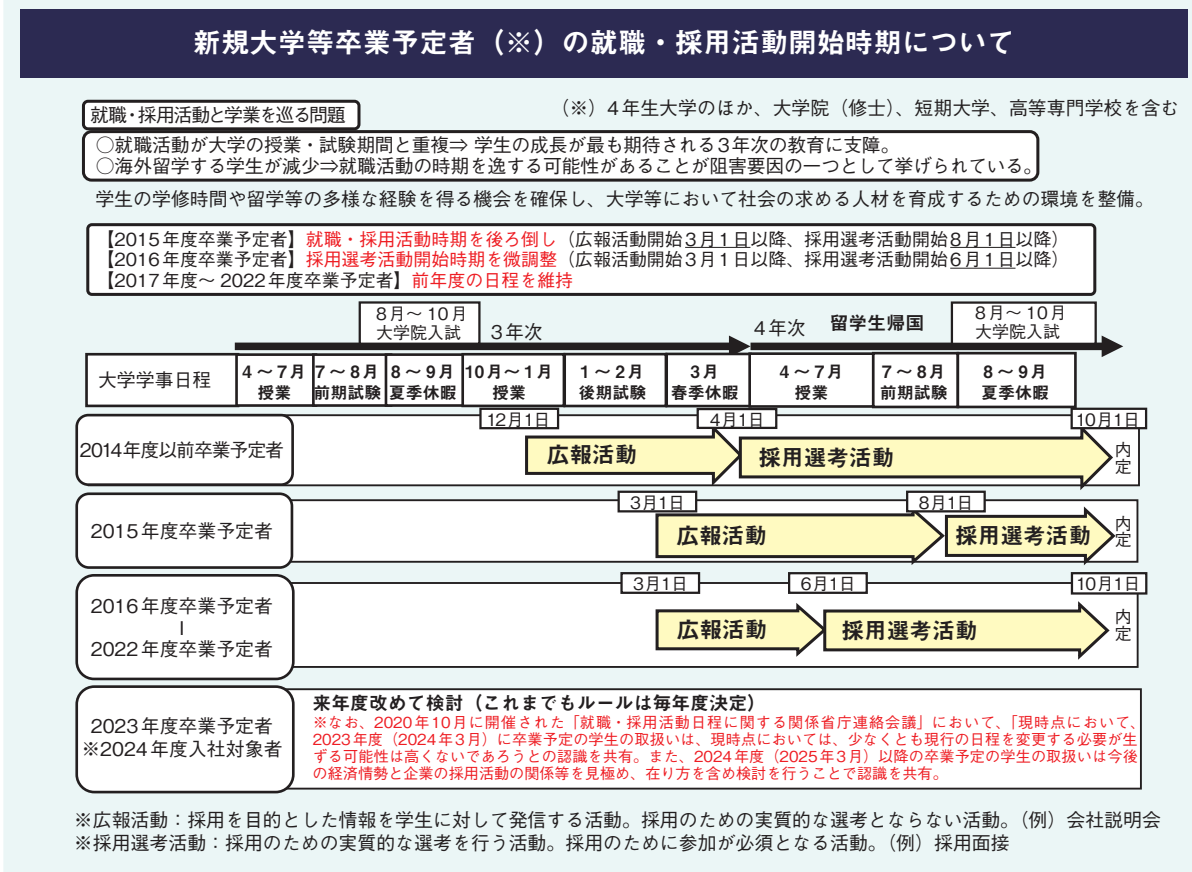
大学生等の就職・採用活動の開始時期については、1. 一般社団法人日本経済団体連合会(以下、「経団連」という。)による「採用選考に関する指針」の策定、2. 就職問題懇談会(大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討、協議を行う、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体で構成される組織)による「申合せ」、3. 関係省庁(内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)による経済団体・業界団体等に対する遵守等の要請、というプロセスによって、毎年度決定されてきました。

こうした中、平成30年10月、経団連から、中長期的な観点から我が国の採用活動の在り方を議論すべき、大学の教育と企業の姿勢がどうあるべきかを議論すべきといった問題提起と併せて、経団連としては、令和2年度以降に卒業・修了予定の学生の就職・採用活動からは「採用選考に関する指針」を策定しない方針が示されました。経団連の方針決定を受けて、政府は「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「2021年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」を取りまとめ、令和3年度については現行の時期等(広報活動開始:卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始:卒業・修了年度の6月1日以降)を維持することとし、経済団体・業界団体を通じて各企業に対し要請しました。

また、令和2年10月、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年度について引き続き現行の時期等を維持することを決定し、令和3年3月、経済団体・業界団体を通じて各企業に対し、就職・採用活動日程のほか、学事日程への配慮、日本人海外留学生・外国人留学生などに対する多様な採用選考機会の提供、公平・公正で透明な採用、セクシュアルハラスメント等の防止の徹底など、令和4年度の卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を行いました。

政府としては、今後も、大学等と経済界と連携しながら、大学生等の就職・採用活動が円滑に実施されるよう、必要な取組を進めていくこととしています(図表2-5-9)。

図表 2-5-9 新規大学等卒業予定者の就職・採用活動時期



（2）大学等におけるインターンシップの推進

学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学や企業等に普及するのにふさわしいモデルとなり得る正規の教育課程におけるインターンシップについて、グッドプラクティスとして文部科学大臣が表彰し、その成果を広く普及することを目的に「大学等におけるインターンシップの表彰制度」を実施しています。令和元（2019）年度は、授業科目としてのシミュレーションの域を越えた、社会で生きる実践的なインターンシップの取組が多く申請される中、優れた取組として5大学を表彰しました（最優秀賞：新潟大学、優秀賞：跡見学園女子大学、甲南大学、宮崎大学、選考委員会特別賞：大阪府立大学）。また、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及により、これらのことを文化として社会に定着させ、Society 5.0にふさわしい雇用の在り方と高等教育が提供する学びのマッチングを図ることを目的として、ジョブ型研究インターンシップについて検討を行い、大学院博士課程学生を対象とする長期・有給のインターンシップの先行的・試行的実施を令和3年度から開始し、多様なキャリアパスの実現に向けて取組を進めています。

コロナ禍の中でのインターンシップについては、令和3年3月、文部科学省主催で「インターンシップフォーラム～Withコロナ/afterコロナにおけるインターンシップの可能性～」をオンラインで開催し、大学・企業関係者からコロナ禍におけるインターンシップの事例発表を行っていただくなど、コロナ禍においても学生目線でインターンシップを実施していくため、情報提供の横展開を進めています。

1 大学教育の質保証・向上、大学の経営力の強化

科学技術の進歩やグローバル化の進展により今後も急速に変化してゆく社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材が求められます。大学教育の質が、そのような人材を育成することができるものであることを保証し、また、社会の変化に対応して向上してゆくものとするため、文部科学省では、以下のような取組を進めています。

(1) 教育の質保証と情報公表の促進

大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）の設置や組織改編は、大学教育の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続を経て行われます。文部科学大臣は大学の設置などの認可申請を受けると、申請内容が「大学設置基準」などの法令に適合しているかどうかについて、学識経験者などから成る大学設置・学校法人審議会に諮問を行います。同審議会は教学面、財政面や管理運営面について専門的な審査を行った結果を答申し、それを踏まえ、文部科学大臣が認可の判断を行います。また、大学等が学問の進展や社会の変化に機動的に対応し、組織改編ができるよう、大学が授与している学位の種類と分野を変更しない学部・学科などについては、届出による設置を可能としています。

大学や学部などが設置された後は、基本的に大学が自主性・自律性を持って教育研究活動を行っていくこととなりますが、設置後の質保証の方策として、文部科学省は、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、授業科目の開設状況や教員組織の整備状況など設置計画の履行状況について各大学から報告を求め、調査を実施しています（設置計画履行状況等調査）。調査の結果、特に課題が見られる大学に対しては指摘事項を付し、それを公表することで大学に対して主体的な改善を促しています。また、大きな課題がありながら改善が進まず、設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学に対しては、新たな認可申請をしても認可をしないなど、改善を促す仕組みを設けています。

認証評価制度は、「学校教育法」に基づいて、国公私全ての大学等に対して、7年以内に1回（専門職大学院は5年以内に1回）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることを義務付けるものです。本制度は、国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものです。令和2年3月現在で、15の認証評価機関^{*4}が認証評価を実施しています。

また、学校教育法を令和元年5月に改正（2年4月施行）し、教育研究等の状況が認証評価機関の定める大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けるとともに、適合認定を受けられなかった大学等については、教育研究活動の状況について、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるものとする事としました。これらにより、大学等における教育研究活動の改善を促す制度的な担保を設け、大学等における自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図るこ

*4 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm

ととしています。また、令和2年度に実施された認証評価については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、認証評価機関において、評価を受審する大学等が提出する自己点検評価書の提出の期限や方法等の変更や、実地での審査の日程等についても柔軟な措置を行うなど、大学等の状況に応じた弾力的な対応が行われています。

令和2年度は、大学94校、短期大学45校、高等専門学校13校、法科大学院1専攻、経営系専門職大学院8専攻、公共政策系専門職大学院1専攻、ファッション・ビジネス系専門職大学院2専攻、教職大学院13専攻、公衆衛生系専門職大学院1専攻、情報・原子力系専門職大学院1専攻、臨床心理専門職大学院1専攻の認証評価が行われました。この結果はそれぞれの認証評価機関のウェブサイトで公表されています。

平成29年度より、大学や短期大学においては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）から成る「三つの方針」を策定・公表することが義務付けられました。

大学教育の質保証・向上のためには、各大学が、三つの方針に基づいて学生一人一人の能力を伸ばすための教育を組織的に行うとともに、実際に学生が成長しているかを適切に把握・可視化することで、教育の質を点検・評価し、常に見直してゆくという一連の取組、すなわち教学マネジメント（大学がその教育目的を達成するために行う管理運営）を確立することが重要となります。

大学におけるこのような取組を支援・促進するため、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会において、「教学マネジメントに係る指針」及び「学修成果の可視化と情報公表の促進」について議論が進められ、その成果が「教学マネジメント指針」（令和2年1月中央教育審議会大学分科会）として取りまとめられました。

また、大学は、公共的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育の質を一層向上させることが求められています。平成23年4月から全ての大学は「学校教育法施行規則」に基づき教育研究活動等の状況についての情報を公表することになっています。また、データベースを用いた国公私立の大学の教育情報を公表し活用する共通の仕組みとして、27年3月から「大学ポートレート」を活用した大学情報の社会への公表が進められています。

（2）多様で柔軟な教育課程の提供

令和2年度、大学設置基準等を改正し、各大学等が各々の強みや特色を生かしながら、他大学等と連携協力し、人的・物的リソースを効果的に活用して教育研究等に取り組む、「大学等連携推進法人制度」を創設し、当該制度の下、一定の要件を満たした大学が教学上の特例措置を受けられることとしました。具体的には、文部科学大臣が認定した一般社団法人（大学等連携推進法人）に参加する設置者が設置する大学間や、同一の設置者が設置する大学間における教育課程上の連携を進めるため、他の大学が開設した授業科目を自大学において開設したものとみなすことができる仕組み（連携開設科目）や、複数大学で共同して教育課程を設置する共同教育課程制度の要件緩和を図りました。

また、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、大学では、学生たちの学びを止めない観点から遠隔授業の取組が広がり、次第に、感染対策を講じつつ対面での授業を工夫して行う大学が増えるようになりました。文部科学省では、効果的な遠隔授業の実施の好事例や、感染対策を講じながら対面での授業を行う優れた取組などを収集し、各大学等に情報発信しています。同時に、制度的には、面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を、十分な感染対策を講じたとしても面接授業により実施することが困難な場合、面接授業に相当する

教育効果を担保しつつ、遠隔授業等により実施することが、令和2年度、令和3年度において、面接授業の特例的な措置として認められました。これについて、令和3年4月2日に通知を発出し、他の災害も含めた非常時にも特例措置が適用されることを示しました。また、同通知では、非常時以外においても、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業として取り扱うことができることについても周知しました。

（3）Society 5.0に対応した教育の推進

イノベーションが急速に進展し、科学技術が目まぐるしく進化する中、Society 5.0の到来に向け、AIなどの技術革新を社会実装につなげ、我が国の産業のさらなる発展に資する理工系人材の育成は不可欠です。そのため、高等教育段階における理工系分野の教育については、深い専門的知識と俯瞰的視野を持ち、科学技術の新たな発展に資する人材を育成する必要があります。

そこで、大学において、こうした産業社会のニーズを的確に受け止めた教育を進められるように、制度改正を行いました。具体的には、大学の組織編成等を規定する大学（院）設置基準について、工学系の学部において学科ごとの縦割り構造を抜本的に見直した柔軟な教育体制の編成が可能となる改正（平成30年）、学部の枠を越え、社会のニーズを踏まえた機動的で柔軟な教育プログラムの編成が可能となる改正（令和元年）を行ってきました。

また、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合するSociety 5.0においては、大量のデータを積極的に扱い、社会課題の解決に生かすことができる人材が不可欠で、そのための教育システムの構築が急がれます。文部科学省としては、数理・データサイエンス・AI教育を推進するためのコンソーシアム（数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム）を構築し、この新たな教育分野のためのモデルカリキュラムの策定、教材開発等の取組や「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT-Pro）」、「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」における、情報技術人材やデータサイエンティスト等の我が国の成長を牽引する人材を育成する取組を支援しています。

令和元年6月には、「AI戦略2019」が策定され、本戦略では、大学・高専における数理・データサイエンス・AI教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定することとされており、リテラシーレベルについては、2021年に順次認定、応用基礎レベルについては、2021年度中の制度構築を予定しています。本認定制度は、各大学等の取組について、政府だけでなく産業界をはじめとした社会全体として積極的に評価する環境を醸成し、より質の高い教育を牽引していくことを目指しています。

（4）大学院教育改革

文部科学省は、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引（けんいん）する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育の体質改善に取り組んでいます。令和元年度は、引き続き「2040年を見据えた大学院教育の体質改善～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31年1月 中央教育審議会大学分科会）^{*5}等を踏まえた制度改正等により、学位プログラムとしての大学院教育の確立等を推進しています。

博士課程教育については、平成30年度より、卓越した博士人材を育成するとともに、人

*5 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1412988.htm

材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される卓越した拠点形成するため、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程教育プログラムを構築することを支援する「卓越大学院プログラム」*6を実施し、令和2年度までに30プログラムを採択しました。

(5) 国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を活かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中で、国立大学に対しては、産業競争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国の成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

文部科学省では、平成27年6月に、第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」を策定し、改革に取り組む大学に対し、国立大学法人運営費交付金による重点支援を行うとともに、経営力と財務基盤の強化を通じた自己改革を促しているところです。

これを踏まえ、第3期中期目標期間より、国立大学法人運営費交付金の基盤的経費において「三つの重点支援の枠組み」を創設し、各大学の機能強化の方向性に応じた取組について、評価に基づき、きめ細かく重点支援を行っています。

令和2年度予算においては、国立大学法人運営費交付金について、1兆807億円を計上しており、文部科学省としては、国立大学法人等が我が国の人材養成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費の確保に努めてまいります。

令和2年2月から「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において、国立大学法人のガバナンスの在り方や経営の自由度を高めるための規制緩和等について議論を行い、同年12月に最終とりまとめを公表いたしました。この最終とりまとめ等を踏まえ、3年5月に学長選考会議の権限の追加や監事の体制の強化、国立大学法人による出資の範囲の拡大等を内容とする国立大学法人法の一部改正を行ったところです。

また、第4期中期目標期間（令和4年～8年度）に向け、国立大学法人運営費交付金や中期目標・中期計画の在り方等について検討を進めているところです。

さらに、人事給与マネジメント改革として、若手教員の活躍機会を創出し、教員の挑戦意欲を向上できるよう、年俸制の完全導入をはじめ、厳格な業績評価やクロスアポイントメント制度等、様々な取組を総合的に促進してまいります。

文部科学省としては、国立大学が我が国の人材育成・学術研究の中核としての役割を一層果たしていくよう各大学の自主的な発想に基づく改革を支援してまいります。

(6) 私立大学改革

私立大学の主たる設置者である学校法人について、その管理運営制度の改善を図る観点から、令和元年に①役員の職務と責任の明確化、②情報公開の充実、③認証評価の結果を踏ま

*6 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetudaigakuin/index.htm

えた中期的な計画の作成、④破綻処理手続の円滑化等を内容とする私立学校法の改正がなされ、2年4月1日に施行しました。（詳細については第6章第1節に記載しています。）

2 大学入学者選抜の改善

(1) 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜は、高等学校教育と大学教育とを接続し、双方の改革の実効性を高める上で重要な役割を果たすものです。大学入学者選抜の改革においては、受験生の知識・技能だけではなく、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価していくことを目指しており、「大学入学共通テスト」と「個別選抜」を通じて、受験生のこれら学力の3要素を適切に把握し、大学入学段階で入学者に求める力を、多面的・総合的に評価する入学者選抜に転換することとしています。

また、令和元年の「大学入試英語成績提供システム」や「大学入学共通テスト」における記述式問題の導入見送り等の経緯を踏まえ、総合的な英語力の育成・評価や記述式問題の出題を含めた今後の大学入学者選抜の在り方について、文部科学大臣の下に設けた「大学入試のあり方に関する検討会議」において、外部有識者からのヒアリング、初の取組となる選抜区分ごとの詳細な実態調査や全大学・全学部へのアンケート調査、広く国民からのウェブサイトによる意見募集等の結果を踏まえつつ、過去の問題点の分析と今後に向けた在り方の検討を両輪としながら検討を行い、3年7月に提言を取りまとめました。

同提言は、これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定の在り方について整理した上で、

- ①記述式問題の出題について、国公立大学では、より高度な記述式問題を出題する方向で改善し、私立大学では、総合型選抜・学校推薦型選抜の活用も含め、効率的な採点・出題の工夫により出題増に努める方向で改善を図る
- ②総合的な英語力評価について、各大学の個別試験や総合型選抜・学校推薦型選抜で読む、書く、聞く、話すの総合的な英語力評価を推進する
- ③大学入学者選抜における実質的公平性の追求の観点から、地理的・経済的事情、障害のある受験者への合理的配慮等への対応を推進する

といった方向性が示されました。

文部科学省では、本提言を踏まえて、大学・高等学校関係者から成る「大学入学者選抜協議会」を開催し、令和6年度実施の大学入試に係る予定の通知・公表を行う予定です。その上で、中長期的な課題も含め、大学、高等学校をはじめ、関係機関・団体とも連携しつつ、確実な実現を図り、大学入学者選抜の改善を推進してまいります。

(2) 各大学の入学者選抜

各大学はこれまで、それぞれの教育理念を踏まえ策定した「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に基づいて、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するため、学力検査だけでなく、面接や調査書、小論文などの活用による評価尺度の多元化や、総合型選抜や学校推薦型選抜の導入・拡大といった入試方法の多様化を進めてきました。

多面的・総合的評価を行うに当たって、学力の3要素の重み付けをどのように行うかは、各大学のアドミッション・ポリシーや選抜区分によって、志願者のどのような能力を特に重視して評価したいのかにより異なり、また評価方法も様々です。

このため、各大学においては、各選抜区分の特性に応じた形で多面的・総合的評価を行うための工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策を講じることが重要であり、その

際、各大学はそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどのような学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にすることが必要です。

引き続き各大学の入学者選抜において、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定できるよう、改善に努めてまいります。

(3) 大学入学共通テスト

「大学入学共通テスト」は、「大学入試センター試験」に代わる新しい試験として、これまで実施してきた大学入試センター試験等の蓄積を生かしながら、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視するとともに、授業において生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等をもとに考察する場面、学習の過程を意識した場面の設定を重視した問題を出題することとし、令和3年1月に初めて実施され、約50万人の大学入学志願者が受験しました。試験実施後、試験問題を作成する大学入試センターにおいて、共通テストの試験問題についての自己点検評価や第三者評価を実施し、その結果を踏まえ、更なる良問の作成に努めることとしています。

(4) コロナ禍における大学入学者選抜

新型コロナウイルス感染症拡大の中で迎えた令和3年度大学入学者選抜においては、受験生が安心して試験に臨めるよう、事前に様々な措置を講じました。大学入学共通テストについては、高等学校等の臨時休業による学業の遅れに対応した試験日程の設定（第2日程の設定）と受験機会の確保措置（特例追試験の設定）を講じ、各大学が実施する選抜については、オンラインによる面接等を取り入れた選抜を行うことや、追試験の設定等を各大学に要請し、約9割以上の大学が配慮を行いました。

また、感染症の専門家の協力を得ながら、ガイドラインを策定し、入学者選抜における感染症対策を行うことを各大学に要請するとともに、共通テストについては、大学入試センターにおいて感染予防対策を講じ、試験を実施しました。

おおむね無事に終えることができた令和3年度入試の実績を踏まえ、令和4年度大学入学者選抜においても、受験生が安心して試験に臨めるよう、引き続き高校・大学関係者等と協力しながら準備を進めていきます。

3 地域に開かれた高等教育

文部科学省では、第2期教育振興基本計画を踏まえ、地域の高等教育機関が地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC：Center of Community）になるよう、地域課題の解決に取り組む大学等を支援する「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」や「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を平成25年度から実施してきました。令和2年度からは、「地（知）の拠点」としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進する「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）」を実施しています。（令和2年度支援件数：4件〔参画する大学数：15〕）

また、今後18歳人口が全国的に大幅に減少すると見込まれる中、東京23区の大学等の学生の収容定員増が進むと、東京一極集中の加速化や、地方大学の経営悪化による撤退等に伴う地域間での高等教育の修学機会の格差拡大が懸念されるため、平成30年6月に、「地域に

における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が公布されました。本法律においては、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度や地域における若者の雇用機会の創出等の措置と併せて、特定地域（東京23区）内の大学等の学生の収容定員の抑制について規定されています。

さらに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）を踏まえ、令和2年10月に、地域の複数の高等教育機関と、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場である「地域連携プラットフォーム」の構築を推進するためのガイドラインを策定・公表しました。また、3年2月に、地域の大学等が各々の強みや特色を生かしながら、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するための「大学等連携推進法人」の認定制度を創設しました。

また「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、地方国立大学を含めた定員増等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを策定すると記されました。これを受け、内閣官房とも連携し、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増について検討を進め、最速で令和4年4月から、これまで抑制的に取り扱われてきた地方国立大学の定員について、真に地方創生に資する取組である場合には、限定的・特例的に定員増が認められることとなります。合わせて、中央教育審議会大学分科会では、魅力ある地方大学づくりは国公立大学を含めそれぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして地域における高等教育の在り方を再構築していくことが求められていること、そのため引き続き魅力ある地方大学づくりをテーマとして議論を継続し、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について議論を深めていくこととされました。引き続き、関係省庁とも連携の上、魅力ある地方大学の在り方について検討を進めてまいります。

第4節

グローバル人材育成と大学の国際化

1 双方向の留学生交流の推進

社会や経済のグローバル化が進展する我が国においては、優秀な外国人留学生を獲得し我が国の成長に生かすことや、個々の能力を高めグローバル化した社会で活躍する人材を育成することが喫緊の課題となっています。

外国人留学生の数は、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航制限等により、日本学生支援機構の調べでは、令和2年5月1日時点で前年より3万2,617人減の27万9,597人になっています。また、各国の水際対策強化による入国制限及び行動制限等の理由から、平成31年度の日本人留学生数も前年比7,800人減の10万7,346人でした（大学等が把握している日本人学生の海外留学状況を日本学生支援機構が調査）。なお、OECD等による統計を文部科学省で集計した結果、海外に留学した日本人の数（2018年）は、2017年より312人増の5万8,720人となっています（ただし、コロナ禍前の調査であることに留意が必要です）。政府は、「留学生30万人計画」の下、2020（令和2）年までに外国人留学生数を30万人にすることを目標とし、2019年には31万人を超えました。優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化の実現のため、海外での日本留学の魅力発信を強化するための日本留学サポート体制の構築や産学官の協力の下、日本国内での就職を促進するための教育プログラムの構築等の受入れ環境充実のための支援を推進しています。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症によって留学生交流も影響を受け

ており、このような状況の中、文部科学省では渡日できない外国人留学生に対して、補講や履修登録に関する柔軟な対応や、遠隔授業の実施等により学生の学修機会の確保に取り組むよう大学等に周知しています。

他方、日本人留学生についても2022（令和4）年までに12万人にすることを目指しており、目標の実現に向け、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進して若者の海外留学への機運の醸成を図るとともに、企業等の協力を得た「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の展開を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に採用した大学生コース第12期生については派遣を見合わせ、オンライン等による学修開始を認めたほか、留学開始時期の延長等の措置を講じました。令和2年度の第13期生の採用手続を中止しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が収束した際に留学を再開できるよう、第14期の派遣学生については募集を実施しました。また、国費による海外留学支援制度についても、「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」と同様に、奨学金の取扱いを柔軟にする措置をとりました。11月には「学位取得型」による支援を再開するなど、学生等の経済的な負担の軽減等に継続して取り組んでいます。

2 大学の国際化

経済、社会、文化のグローバル化が進展し、また、AIやビッグデータに代表される技術革新等によって世界が大きく変容する中、今後予想されるSociety5.0の到来も見据え、高等教育や学術研究の分野では、学生や研究者の国境を越えた交流や国際的な頭脳循環が活発化しており、世界各国において、大学を高度人材育成や科学技術の進展の柱として、国や地域を超えた競争や連携が加速しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症により、学生や教員の交流の停滞など、大学の国際関連活動は深刻な影響を受けています。こうした中であっても、我が国の大学にとって、世界に開かれた教育研究環境の整備充実やオンラインを活用した学生の双方向交流の促進などを通じて、国際化を推進し、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するとともに、世界との調和ある連携ネットワークを形成し、卓越した研究力を向上させることは必要不可欠であり、文部科学省としても、引き続き大学の国際化や大学間交流の取組を継続して支援しています。

平成26年度に開始した「スーパーグローバル大学創成支援事業」においては、我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上のため、海外の卓越した大学との連携や大学改革によって徹底した国際化を進める37大学を採択し支援しています。また、本事業における優れた取組を広く発信する基幹ウェブサイトを立ち上げるなどして、採択校のみならず日本全国の大学ひいては世界の大学へ、本事業の実施で得た成果の共有を図っています*7。

一方、世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中、質の保証に関する国際的な高等教育の連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を発揮していくことが重要です。

平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援しており、令和2年度からはアフリカ諸国との新たな交流や、さらなる交流の推進等を行う取組を支援しています。また、実交流のできない現下において、質保証を伴った国際的な学修機会をオンラインで提供する大学間交流として、国際協働学習方式（Collaborative

*7 <https://tgu.mext.go.jp>

Online International Learning) の活用も支援しています。

ASEAN + 3 の政府間の枠組みにおいても、質保証を伴う学生交流の促進に取り組んでいます。平成24年に我が国は「ASEAN + 3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を設置することを提案し、以降毎年、各国政府の高等教育行政官による会合を開催してきました。これまでの成果として、28年5月の第3回ASEAN + 3 教育大臣会合では、「学生交流と流動性に関するガイドライン」*⁸が、30年11月の第4回同会合では、「留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン」が承認されています。現在は、学生流動性のモニタリングの実施や、流動性向上のための情報発信のあり方について、成果文書の策定に向けた議論を行っているほか、質保証に重点を置いた新たな取組を開始したところです。

また、アジア太平洋地域において、締約国間で高等教育の資格を相互に承認・評定する枠組みを整え、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的とした「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）がユネスコの下で発効され、日本も締結しています。さらに、令和元年11月には、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発する目的で、第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択されています。

第5節 専門人材の育成

1 医療系人材の養成

高齢化に伴う医療ニーズ（需要）の高まりなどを受け、81の医学部、29の歯学部、75の薬学部、293の看護学部学科等のほか、多くの大学において医療系人材の養成が進められています。文部科学省では、各大学と協力しながら、質の高い医療系人材を養成するための様々な取組を進めています。

(1) 医師確保への対応

地域の医師確保等の観点から、厚生労働省連携して、医学部の入学定員について平成20年度から増員を行っています。令和2年度は、地域枠（医師が不足すると見込まれる地域の病院等に将来勤務しようとする学生に対する修学資金の貸与等を条件として設定する定員）による増加を含め、全国の医学部の入学定員は計9,330人となりました。



医学部医学科の診療参加型臨床実習（身体診療）の様子
（写真提供：京都大学）

(2) 医学教育の改善・充実

各大学では、医学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。

また、大学関係者が中心となり、医学生の臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨

*⁸ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1379612.htm

床実習の充実に向けた取組が進められているほか、国際的な動向を踏まえた医学教育の質保証のため、医学部を持つ全大学を対象とする分野別評価も進められています。

(3) 歯学教育の改善・充実

医学教育と同様に、各大学では、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を踏まえつつ、特色ある教育が実施されています。

また、大学関係者が中心となり、歯科医学生の臨床能力の向上を図る観点から、診療参加型臨床実習の充実に向けた取組が進められているほか、歯学教育の質保証のため、歯学部を持つ全大学を対象とする分野別評価も進められています。

(4) 薬学教育の改善・充実

医療人としての薬剤師を養成するため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に沿った教育の確実な定着に向け、学習成果基盤型教育の推進や実務実習の充実に取り組んでいます。また、6年制の薬学部薬学科に直結する大学院として平成24年4月からスタートした大学院4年制博士課程の自己点検・評価の促進や質の高い入学者の確保など、薬学教育の更なる充実を図るための、フォローアップを行っています。

さらに、大学関係者が中心となり、全大学を対象とした分野別評価など薬学教育の質を保証する取組も進められています。

(5) 看護師等医療技術者教育の改善・充実

看護師など医療技術者の養成において質の高い医療技術者、教育者、研究者を養成することを目的とした大学・大学院が増えており、大学が養成する人材に期待が寄せられています。

一方、看護系大学の急増に伴い、教育の質の確保が課題になっています。このため、大学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するよう、各大学のカリキュラム作成の参考として、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力修得のための具体的学修目標を提示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成29年10月に策定・公表しました。これを受けて、各大学において、モデル・コア・カリキュラムを活用した教育の実施に向けた取組が進められています。

(6) 大学附属病院の機能強化

医療の高度化や超高齢社会等による疾病構造の変化に対応していくためには、大学及び大学附属病院において、大学卒業前（卒前）・卒業後（卒後）を通じて高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を推進するとともに、地域医療の最後の砦^{とりで}である大学附属病院の機能を医療安全の確立に努めながら、強化することが必要です。

このため、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医療人材の養成を行う事業を支援する「課題解決型高度医療人材養成プログラム」を実施し、急速な医療ニーズ（需要）の変化に対応できる次世代医療人材の養成を推進しています。

また、大学附属病院においては、重症患者をはじめとする新型コロナウイルス感染症患者の治療を行うとともに、感染症流行下においても、他疾患を有する患者等に対する高度医療を継続的に提供しています。引き続き、都道府県等と連携し地域における医療提供体制の整備や医療ひっ迫が特に深刻化していた都道府県等への看護師の派遣などを通じて地域医療に貢献するとともに、今回の経験を踏まえ、感染症分野の高度な知識を身に付けた人材養成の

強化も図っております。

(7) がん医療の取組

文部科学省では、「がん対策基本法」に基づく「第3期がん対策推進基本計画」(平成30年3月9日閣議決定)を実現するため、「多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成プラン」を実施し、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成に取り組んでいます。

(8) 死因究明等に係る人材養成の取組

文部科学省では、「死因究明等推進計画」(平成26年6月13日閣議決定)に基づき、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備等を通じた各大学における死因究明等に関する人材養成の取組を支援しています。

また、令和元年6月に「死因究明等推進基本法」(令和元年法律第33号)が成立したことを踏まえ、人材養成と死因究明等の取組がさらに推進されるよう、大学や他省庁等の関係機関と検討を進めています。

2 専門職大学院

平成15年度に創設された専門職大学院(専門職学位課程)は、大学院のうち特に高度専門職業人を養成することを目的とし、理論と実務を架橋する実践的な教育を行う課程です。具体的には、教員組織は一定割合以上を実務家教員とすること、教育内容は事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等を授業の基本とすること、教育の質保証のための方策として教育研究活動状況の認証評価の5年以内ごとの受審を義務付け、といった内容を制度的に位置付けた課程です。令和2年5月現在で、法曹養成(法科大学院)、教員養成(教職大学院)、MBA(ビジネス)・MOT(技術経営)、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理等といった多様な分野で計118大学・166専攻が設置されています。特に社会人学生の比率が約50%であり、社会人教育の推進に一定の成果を上げています。

(1) 法科大学院

法科大学院は、司法試験、司法修習と有機的に連携した専門職大学院として、平成16年度に創設されました。「プロセス」としての法曹養成制度の中核的な機関として、質・量共に豊かな法曹を養成することが期待され、これまで、法曹をはじめ企業や公務部門など社会の様々な分野に修了者を輩出しています。

一方、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹有資格者の活動の場の広がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なり、法曹志望者の減少を招来する事態となっています。これらの課題に法科大学院教育の面から対応するために、「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)において示された具体的方策に基づき、平成30年度までを集中改革期間と位置づけ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」による先導的な取組への支援や「共通到達度確認試験」の本格実施による進級判定の厳格化・客観化等、法科大学院改革の取組を進めてきました。

特に、令和元年6月には、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における審議等を踏まえ、1. 法科大学院教育の充実、2. 法学部等3年間(法曹コース)の学修により法科大学院2年コースへ接続する「3+2」の制度化と法科大学院在学中の司法試験受験資格導入による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、3. 法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現を図るため、「法科大学院の教育と司法試験等との連

携等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、その後、関連規程の整備を行いました。

この制度改正により、法科大学院において開設すべき4つの科目群を規定した上で、修了に必要な単位数を各科目群ごとに規定するなど、法科大学院教育の充実を図るとともに、令和2年度からは、法律に基づき、法科大学院と法学部等が早期卒業を前提とした一貫性のある教育を行うための協定（法曹養成連携協定）を締結し、文部科学大臣の認定を受けて、協定に基づく「法曹コース」を法学部等に開設することが可能となります。また、令和5年の司法試験からは、一定の要件を満たした場合は、法科大学院在学中の司法試験の受験が可能となり、「3+2」と合わせて法曹志望者の時間的・経済的負担が一層軽減されることとなります。

令和3年4月1日現在では、計37大学において法曹コースが開設され、法科大学院が存在しない大学や地方の法学部等からも法科大学院に進学し、法曹となる途が開かれています。

法科大学院集中改革期間における取組等により、学生募集継続中の法科大学院35校における直近の司法試験累積合格率（平成27年度修了者）は約65%となり、法科大学院集中改革期間の目標である累積合格率7割に近づきつつあります。引き続き法科大学院教育の充実を図るとともに、予測可能性の高い法曹養成制度を実現し、新たな制度の下、法曹を志す誰もが、プロセスとしての法曹養成制度を通じて、質の高い法曹となる途を確保してまいります。

（2）教職大学院

教職大学院は、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成と、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとなるような現職教員の養成を目指して設立されました。令和2年4月現在、46都道府県に54の教職大学院が設置されています。

教職大学院は、学校や教育委員会との連携・協働によって、教職経験のある実務家教員の配置や学校現場における長期の実習など、学校や教育委員会のニーズ（要請）に即した体系的な教育課程を特色としており、新たな学びを展開できる実践的な指導力を持った教員を養成しています。また、教育委員会による現職教員の教職大学院への派遣数が増加傾向にあることや、現職教員学生を除く令和2年3月修了者の教員就職率が約95.5%と高いことなど、着実な成果を上げています。

文部科学省では、平成29年8月29日に取りまとめられた「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書一」などを踏まえ、ほぼ全都道府県に設置された教職大学院が学校教育全体の知の拠点となるよう、更なる教育内容の改善・充実及び多様化・特色化を目指した取組を推進しています。

3 専門職大学

専門職大学は、質の高い実践的な職業教育を行い、専門職業人を養成する新たな種類の大学として、平成31年に制度化されました。4年制の「専門職大学」、2年制又は3年制の「専門職短期大学」、既存の大学・短期大学に設置する「専門職学科」があり、令和3年4月時点で、専門職大学14校、専門職短期大学3校、専門職学科1学科が設置されています。

専門職大学等では、卒業単位のおおむね3分の1以上を実習・実技とし、長期の企業内実習等も行うことにより、学生は理論と実践の両方をバランスよく学修するほか、専攻する職

業に関連する他分野も学ぶこととしています。これにより、我が国の産業構造の変化が今後見込まれる中、成長分野において活躍する人材や地域社会の担い手となる人材の養成を目指しています。

文部科学省では、専門職大学等の制度や特色について国民の皆様にご覧いただくため、ウェブサイト^{*9}や制度説明動画^{*10}等、様々な方法で情報発信を行っています。

4 高等専門学校

高等専門学校は、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等教育機関として、全国に57校が設置されています。就職志望者の就職率は毎年100%近く、産業界のニーズを捉えた人材を養成しています（図表2-5-10）。近年は、工業化による経済発展を進める国を中心に、高等専門学校教育における15歳という早期からの専門人材育成が高く評価されています。そのため、国立高等専門学校機構は、各国のニーズを踏まえた技術者教育の充実に向けて、教育カリキュラムの開発や教員研修などの支援を進めています。これまでに、現地教育機関等との連携拠点となる事務所をモンゴル、タイ、ベトナムに設置し、支援体制の強化を図っています。なお、実験実習を重視した教育が展開されており、新型コロナウイルス感染症の中においても感染予防のために様々な対策を講じながら、対面授業と遠隔授業を組み合わせた質の高い教育を行っています。

図表 2-5-10 高等専門学校本科卒業者の進路状況の推移

	27年度 (28年3月卒)	28年度 (29年3月卒)	29年度 (30年3月卒)	30年度 (31年3月卒)	31年度 (2年3月卒)
卒業生数	9,764人	10,086人	9,960人	10,009人	9,769人
就職希望者数	5,688人	5,829人	5,964人	5,973人	5,841人
就職者数	5,649人	5,786人	5,935人	5,943人	5,795人
就職者割合	57.9%	57.4%	59.6%	59.4%	59.3%
就職率	99.3%	99.3%	99.5%	99.5%	99.2%
進学者数	3,855人	4,108人	3,867人	3,883人	3,761人
進学者割合	39.5%	40.7%	38.8%	38.8%	38.5%

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

5 専門学校の現状と最近の施策

(1) 専門学校の現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展してきました。特に、高等学校卒業程度を入学対象とする専門課程（専門学校）の生徒数は、令和2年5月現在約60万人で、18歳人口の24.0%が進学しており、我が国の高等教育の多様化・個性化を図る上で重要な役割を果たしています。

(2) 最近の施策

企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを平成26年度から開始しています（令和3年3月現在：1,070校3,149学科）。また、30年度には社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が「キャリア形成促進プログラム」として認定する制度が創設されました（令和3年3月現在：14校

*9 専門職大学・専門職短期大学ウェブサイト：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm

*10 YouTube動画「専門職大学・専門職短期大学 2019年4月スタート」：<https://youtu.be/AlgWkIOo8Ho>

18課程)。さらに、専門学校等における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援に取り組んでいます。